

労働関係情報 CU掲示板 2023年 6月22日

お知り合いや団体、組織内の転送、回覧、クリックを、よろしくお願ひします

● 雇い止め撤回求め提訴 東京地裁／ベンチャー企業 CU 東京の組合員. 5月31日に CU文京支部が厚労省で記者会見し発表 ご支援を！！！

● 創価学会大幹部が「萩生田だけは勘弁ならねえ」自公の亀裂は ...

は ... [https://news.goo.ne.jp/article/dailyshincho/politics/...](https://news.goo.ne.jp/article/dailyshincho/politics/) 創価学会大幹部が「萩生田だけは勘弁ならねえ」自公の亀裂はもはや修復不可能？。バカ息子の更迭を決めたのも束の間、今度は巨大宗教団体が岸田政権の前に立ちはだかる。自公が候補者調整を進める中、学会の大物幹部が討伐せんとする“仏敵”は ... デイリー新潮 gooニュース 6月9日

● <社説>同性婚判決 法整備は 待ったなしだ: 東京新聞...

6月1日 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/253730> 社説 <社説>同性婚判決 法整備は待ったなしだ。同性婚を認めない法制度は、憲法が保障する「法の下の平等」にも「個人の尊厳」にも違反しているという名古屋地裁がくだした判決 …

● 内閣支持率 軒並み下落/少子化対策も「期待できない」 毎日、

共同通信、朝日ら報道各社による世論調査結果から しんぶん赤旗 6月20日

● マイナンバー、拙速の代償 「デジタル社会のパスポート」に ...

<https://news.yahoo.co.jp/articles/b78649ffc1d2fded6014b...> JIJI.COM時事通信社 6月16日 ウェブ 2023年6月16日・マイナンバー、拙速の代償「デジタル社会のパスポート」に不信感も【解説委員室から】 6/16(金) 19:50 配信 198. 参院地方創生・デジタル特別 ...

● 差別投稿に賠償命令 / 東京地裁 安田菜津紀さん訴え認める/

扇動は認めず しんぶん赤旗 6月20日

● 第4次男女雇用機会均等対策基本方針案を諮問／厚労省 厚生労

働省は5月 26 日、第4次男女雇用機会均等対策基本方針案を諮問した。同基本方針は、男

女労働者を取り巻く経済社会や職業生活の動向として「均等法施行から数次の改正で男女の均等な機会・待遇確保は進展したが、依然として管理職の女性割合は国際的に低水準、男性の育休取得も進んでいない」などの課題を指摘。同方針は、男女雇用機会均等確保対策を中心としつつ、仕事と育児・介護の両立支援、就業形態の多様化等への対策等を定め、総合的に推進していくとしている。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33365.html

(第4次男女雇用機会均等対策基本方針案)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001101168.pdf>

● 枚方市が枚方市職労に対して 組合事務所の明渡を求めたことや団体交渉に応じなかったことが 不当労働行為であるとの府労委命令・地裁判決を維持する組合勝利判決！！！

枚方市職員労働組合・大阪自治体労働組合総連合・枚方市組合事務所事件弁護団が6月16日に 共同声明発表『 枚方市の組合事務所事件について、本6月16日、大阪高裁第5民事部(太田晃詳裁判長)は、枚方市の控訴を棄却し、枚方市が枚方市職労に対して組合事務所の明渡を求めたことや団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとの府労委命令・地裁判決を維持する組合勝利判決を言い渡しました。 本件は、枚方市(伏見隆市長／維新の会)が、市職労の組合ニュースをチェックし、政権批判の記事に対して干渉を繰り返し、組合事務所からの退去を通告したという事件です。地裁判決は、労働組合が組合活動に関連して、一定の政治的意見を表明することは許容されるとし、加えて 40 年以上にわたって組合事務所として使用してきたことをも考慮すると、組合が組合事務所で政権や特定政党への批判的な記事を掲載した組合ニュースの印刷・発行したことを理由に組合事務所の明渡しを求めたことは、組合の弱体化や妨害の効果をもつとし、かつ自治労との取扱いに差異があることも踏まえて、支配介入にあたると認めていました。高裁判決も地裁判決をほぼ踏襲するとともに、枚方市が地方自治法の規定に則って使用許可を取り消すことをしないままに即刻自主的に退去を求めた行為についても不当労働行為であると判断し、使用許可を取り消すにあたっても比例原則や平等原則等の適用が問題となり得ることも指摘しました。 …』 民主法律協会 [minp-all:06069]

● 【 立ち読み知識 ㉙ 】● 最近、労働組合に入っていない人の地域で、労使の協約が適用されたって聞いたよ。(回答)労組法18条で、その地域内で従事する同種の労働者の大部分が、一つの労働協約の適用が受けられるに至った場合、協約当事者の申し立てで、労働委員会の決議により厚労大臣や知事は協約当事者では無い労働者及び使用者に、その労働協約の適用を、決定できるのだよ。二年前くらいから、茨城・青森・岩手・秋田で、大型家電量販店の無期雇用のフルタイマーに地域的拡張適用があったね。東京では、未だかあ。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館 1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

(組合費 月2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員1000円。

駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と保存資料閲覧は CU東京 HPへ。

情報、連携先紹介は 発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp 前澤檀まで。